宮城県公報

令和７年７月７日（月）
号外第 29 号

目 次

条例

○　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（人事課）
○　人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（同）
○　職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（同）
○　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（同）
○　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（職員厚生課）
○　公文書の管理に関する条例（県政情報・文書課）
○　学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（教育庁教職員課）
○　警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（警察本部装備施設課）
○　公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部交通規制課）
○　宮城県県税条例の一部を改正する条例（税務課）
○　離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（同）
○　原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（同）
○　特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（同）
○　被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（同）
○　県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）
○　財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例（管財課）
○　クレー射撃場条例の一部を改正する条例（自然保護課）
○　青少年健全育成条例の一部を改正する条例（共同参画社会推進課）
○　民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（社会福祉課）

次の条例をここに公布する。

令和７年７月７日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

宮城県条例第 40 号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第 41 号	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第 42 号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
宮城県条例第 43 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第 44 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第 45 号	公文書の管理に関する条例
宮城県条例第 46 号	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
宮城県条例第 47 号	警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第 48 号	公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
宮城県条例第 49 号	宮城県県税条例の一部を改正する条例
宮城県条例第 50 号	離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第 51 号	原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第 52 号	特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第 53 号	被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第 54 号	県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第 55 号	財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第 56 号	クレー射撃場条例の一部を改正する条例

宮城県条例第　57　号　青少年健全育成条例の一部を改正する条例
宮城県条例第　58　号　民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

青少年健全育成条例の一部を改正する条例

青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（インターネット上の情報に係る自主規制等） 第16条　［略］ ２　［略］ ３　端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u>（平成13年法律第137号）<u>第２条第４号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第２条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）に関する情報その他必要な情報を提供す	（インターネット上の情報に係る自主規制等） 第16条　［略］ ２　［略］ ３　端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u>（平成13年法律第137号）<u>第２条第３号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第２条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）に関する情報その他必要な情報を提供す

るように努めなければならない。	るように努めなければならない。
（場所の提供等の禁止）	（場所の提供等の禁止）
第33条　［略］	第33条　［略］
(1)・(2)　［略］	(1)・(2)　［略］
(3)　麻薬又は覚醒剤の使用	(3)　<u>大麻、</u>麻薬又は覚醒剤の使用
(4)～(6)　［略］	(4)～(6)　［略］

附　則

この条例は、公布の日から施行する。